

第138号議案 長崎市高島いやしの湯条例を廃止する等の条例

[目次]	ページ
1 条例改正の概要	2
2 施設の概要	3 ~ 5
3 利用状況と財政負担	6
4 公共施設マネジメントの方針	7
5 地元住民・利用者の意見等	7
6 海水温浴場廃止後の配置図	8
7 更なる経費削減	9
8 今後のスケジュール	10
9 新旧対照表	11 ~ 15

南総合事務所・北総合事務所
令和6年11月

1 条例改正の概要

(1) 概要

高島いやしの湯は公衆浴場と海水温浴場の2つの機能を有する施設である。高島には入浴設備を有しない市営住宅等があるため公衆浴場は年間約19,000人の利用者がいるが、海水温浴場の利用者は年間約1,800人と少ない。一方で施設の維持管理経費は年間約5,000万円と大きな財政負担となっている。

公共施設マネジメントの方針では「利用者数の減少に伴い必要な施設規模に縮小し、市営住宅等の風呂の整備状況をみて施設の存廃について判断する」となっている。このことから、まずは必要な施設規模に縮小するため、利用者が少ない海水温浴場の廃止を行うもの。なお、海水温浴場の廃止については、地元住民や利用者からも理解を得られている。

また、現在の公衆浴場の種別は、2つの機能を有する施設であることから「その他の公衆浴場」として許可を受けているが、「一般公衆浴場」に種別変更を行えば、上下水道料金が大幅に安価になり更なる経費削減が見込まれる。保健所からは「一般公衆浴場」に種別変更するには、細菌の繁殖を防ぐため公衆浴場と海水温浴場の配管を完全に切り離すことが必要であるとのことであったため、令和7年3月25日から海水温浴場のみを廃止して配管切断等を行い、同年4月1日から「一般公衆浴場」に変更する。

なお、管理運営については現在、指定管理制度を導入しているが、令和7年3月31日で指定管理期間が終了するため、同年4月1日からは業務委託において管理運営を行い、名称は高島浴場に変更する。

(2) 改正の内容及び施行日

ア 長崎市高島いやしの湯条例の一部改正 【令和7年3月25日施行】

施設内の浴場を一般公衆浴場とするための修繕等に伴い、海水温浴場を廃止する。

イ 長崎市高島いやしの湯条例の廃止 【令和7年4月1日施行】

施設内の浴場を一般公衆浴場と位置付けるに当たり、本市では一般公衆浴場の設置条例として池島港浴場条例を定めているため、条例を一体化することに伴い、長崎市高島いやしの湯条例を廃止する。

ウ 長崎市池島港浴場条例の一部改正 【令和7年4月1日施行】

(ア) 題名を「長崎市公衆浴場条例」に改める。

(イ) 長崎市高島浴場を設置する。

2 施設の概要

(1) 位置図

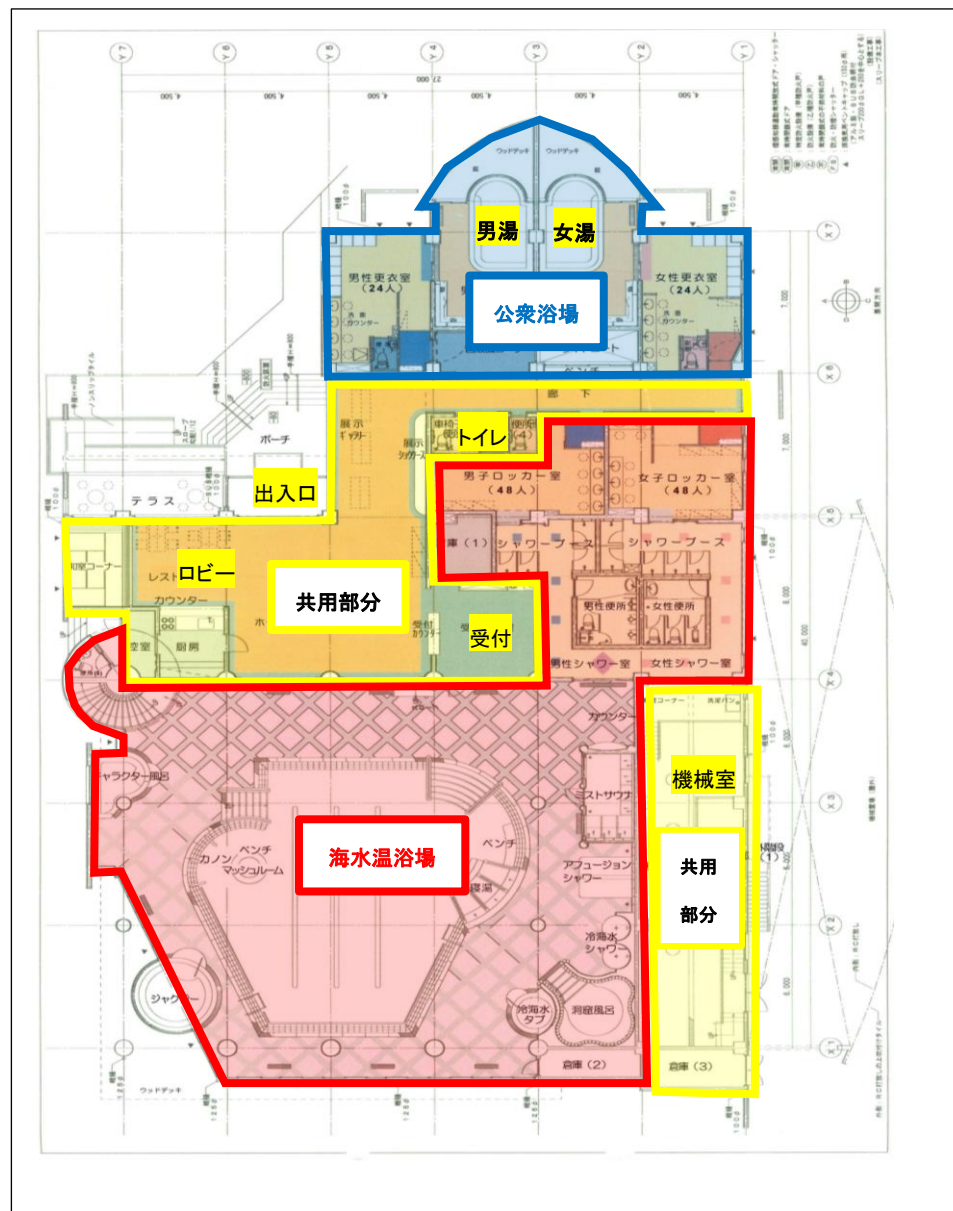


(2) 外観



- | | |
|------------|--------------------------------------|
| (3) 名称 | 高島いやしの湯【公衆浴場・海水温浴場】 |
| (4) 設置年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日（築 21 年） |
| (5) 設置目的 | 市民の健康の増進及び公衆衛生の向上に資する |
| (6) 構造 | 鉄筋コンクリート造平屋建て（1095 m ² ） |
| (7) 開館時間 | 海水温浴場 9：30～21：30
公衆浴場 11：00～21：30 |
| (8) 指定管理者 | 高島振興協同組合 |
| (9) 指定管理期間 | 令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 |

(10) 平面図



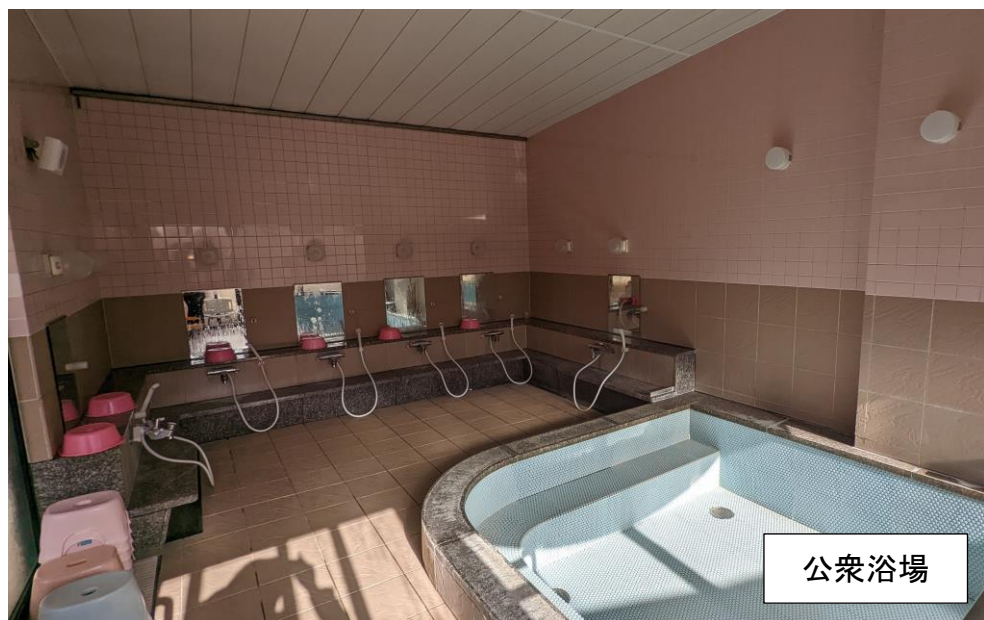
(11) 現況写真



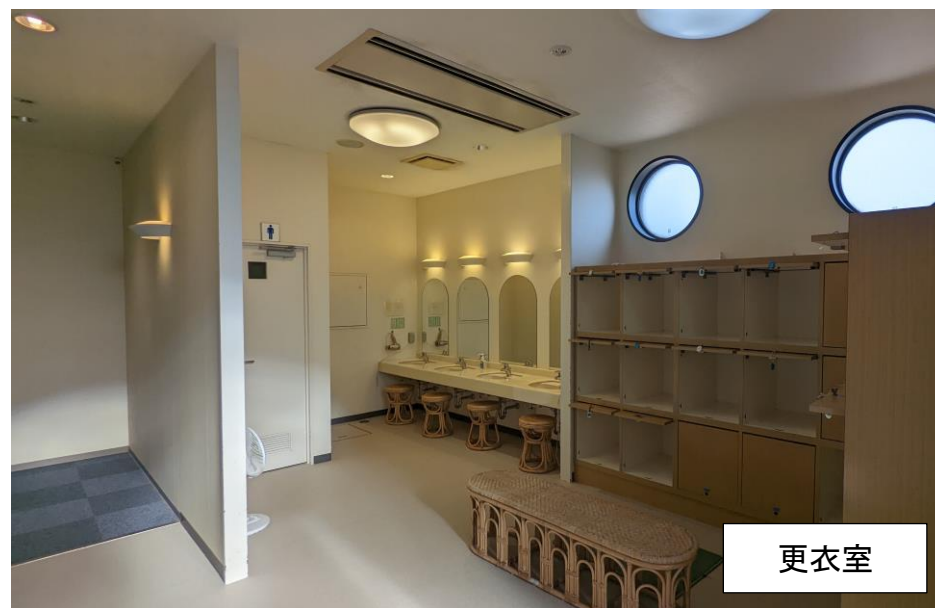
海水温浴場



シャワー室（海水温浴場）



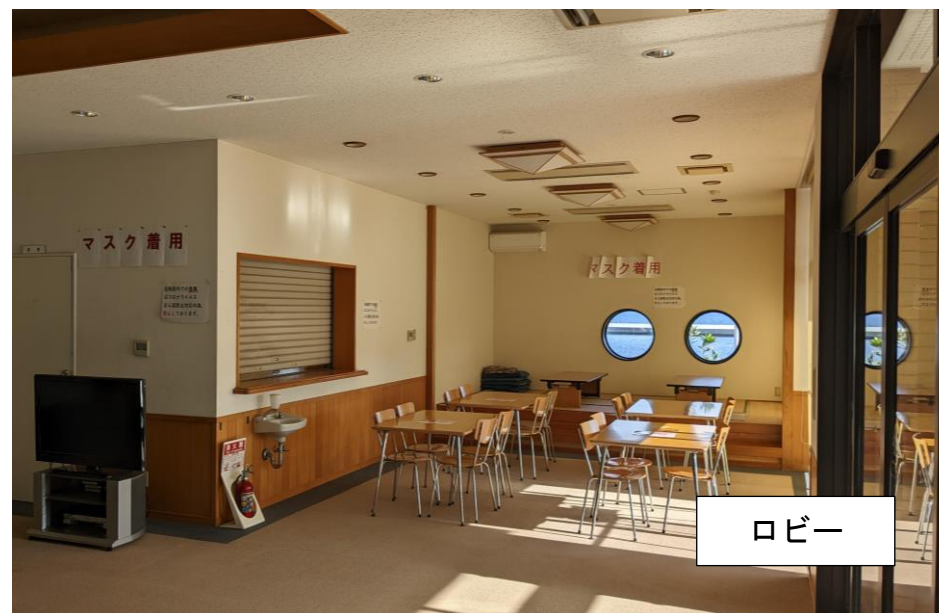
公衆浴場



更衣室



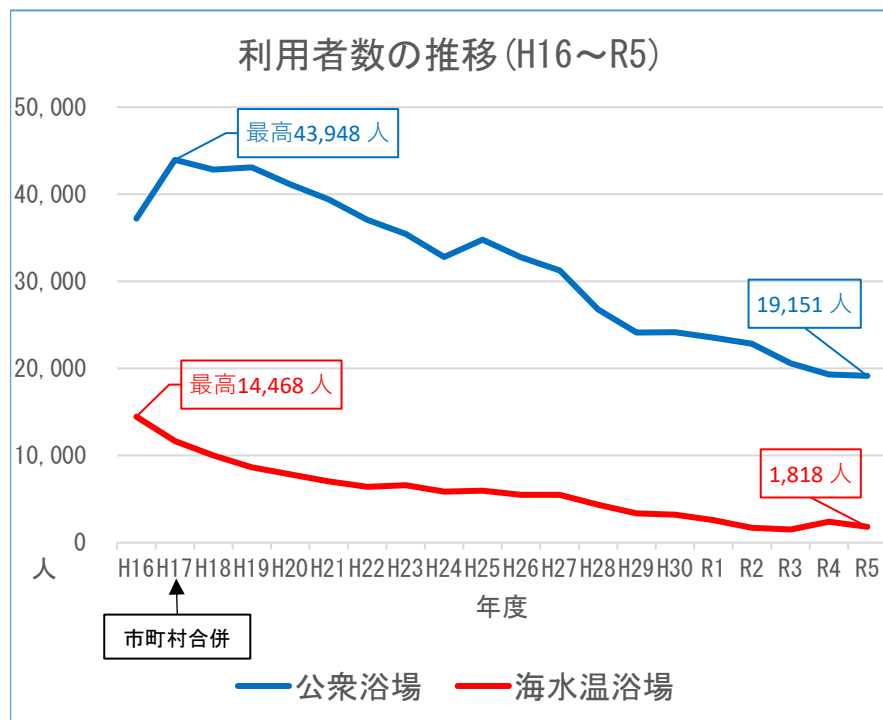
受付



ロビー

3 利用状況と財政負担

(1) 利用状況



【参考】

風呂の設備がない住宅への入居戸数（令和6年10月末現在）

- ・市営住宅 19戸
- ・民間住宅 5戸

※公衆浴場の利用者は年間約19,000人となっているが、
海水温浴場の利用者は年間約1,800人と少ない。

(2) 財政負担

ア 運営費

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人件費	11,478,994円	11,434,534円	12,202,970円	11,308,797円	10,653,619円
管理費	13,052,154円	8,312,221円	8,152,025円	8,402,947円	8,225,897円
光熱水費	19,790,121円	19,919,405円	20,161,118円	25,490,630円	20,222,895円
公課費	1,119,162円	1,620,371円	2,395,813円	2,139,006円	1,394,091円
計	45,440,431円	41,286,531円	42,911,926円	47,341,380円	40,496,502円

イ 修繕費

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
指定管理実施分	992,100円	993,520円	999,490円	999,240円	999,240円
長崎市実施分	7,827,801円	8,144,750円	9,620,105円	5,225,000円	4,930,360円
計	8,819,901円	9,138,270円	10,619,595円	6,224,240円	5,929,600円

ウ 収入

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
収入	2,684,569円	2,400,650円	2,207,596円	2,332,812円	2,146,261円

エ 市負担額（ア＋イ－ウ）

年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市負担額	51,575,763円	48,024,151円	51,323,925円	51,232,808円	44,279,841円

※年間約5,000万円の大きな財政負担となっている。

4 公共施設マネジメントの方針

風呂がない住宅が多く、民間参入が見込めない離島地区については、引き続き入浴サービスを提供することとするが、利用者数の減少に伴い、必要な施設規模に縮小し、高島・池島の離島地区に既存施設をそれぞれ1か所存続します。

また、高島地区においては、人口・世帯数の減少及びそれに対する市営住宅の風呂の整備状況をみて、当該施設の存廃について判断します。

5 地元住民・利用者の意見等

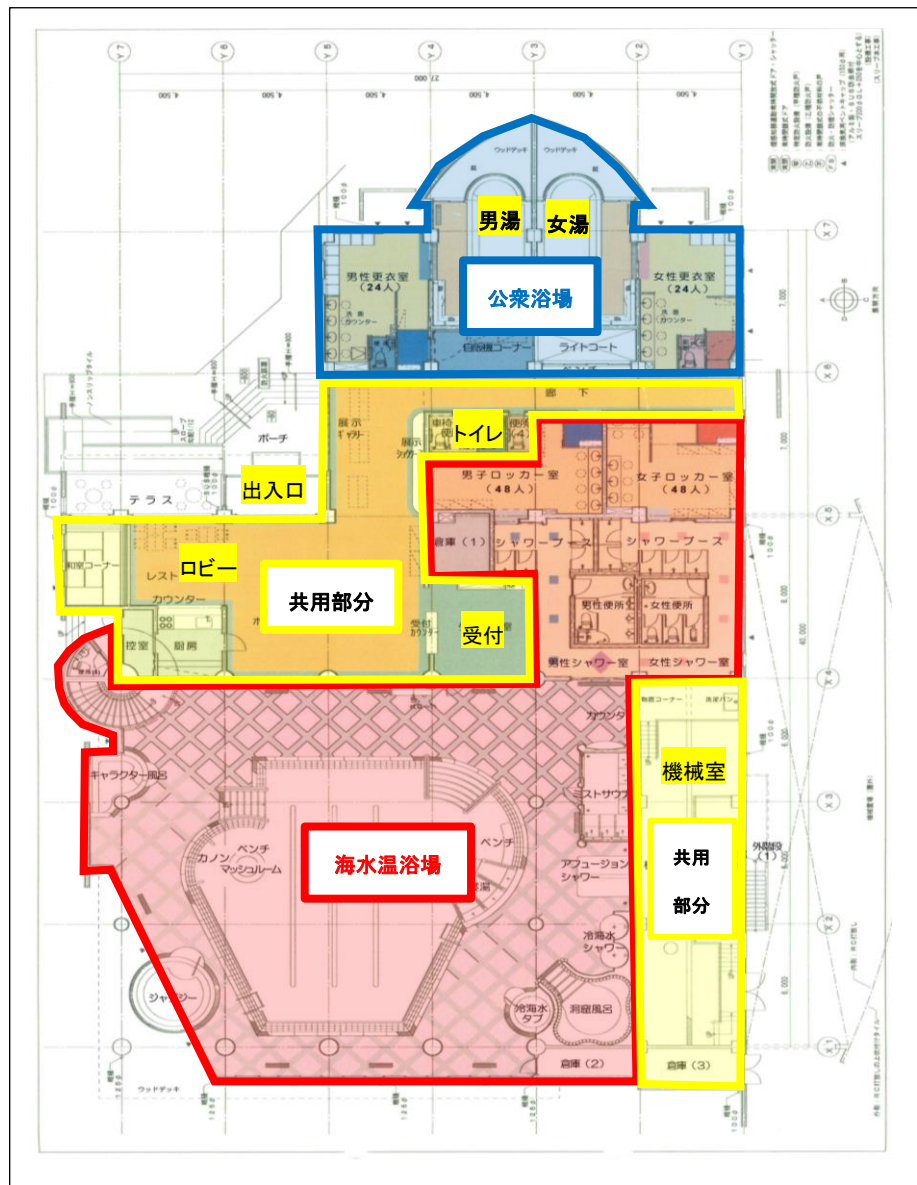
団体・利用者	意見等
高島町自治会連合会 (令和5年5月)	・ <u>廃止はやむを得ない</u> ・ 廃止後の施設の活用を検討してほしい
高島地区まちづくり推進協議会 (令和6年7月)	・ 海水温浴場の廃止について説明を行ったが <u>意見なし</u>
海水温浴場利用者 (令和5年5月)	・ 【年間利用者】 <u>廃止はやむを得ない</u> ・ 【一般利用者】 施設の出入口に廃止予定について掲示 <u>(意見なし)</u>
指定管理者 (令和5年2月・4月)	・ 費用対効果の部分は理解できる ・ <u>廃止はやむを得ない</u> ・ 廃止後の施設の活用を検討してほしい

※地元住民や利用者からは海水温浴場の廃止についての理解は得られている。

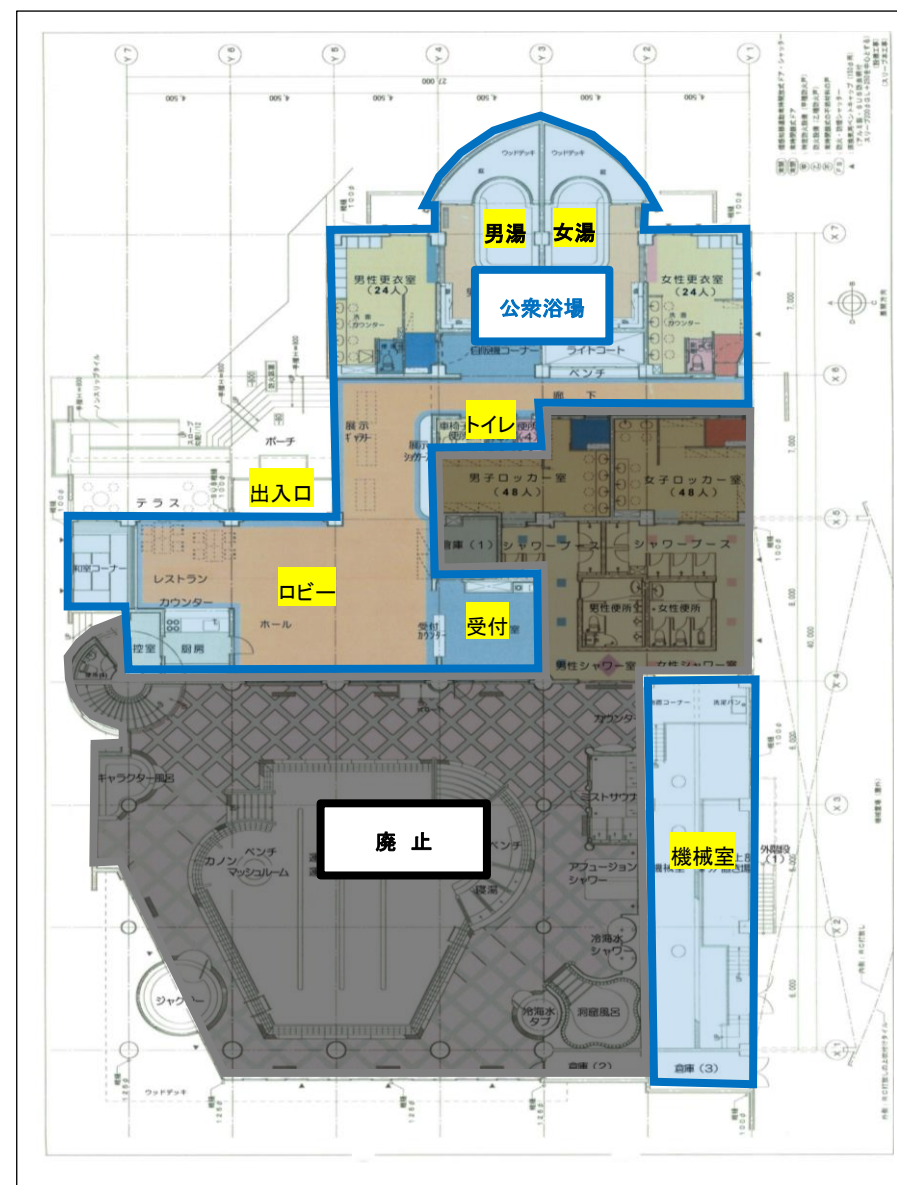
※廃止後の跡地活用については、令和4年度に市内事業者63社（ホテル・スポーツジム・温泉施設等）に対し、サウンディング調査を行ったが全ての事業者ともに活用の意向はなかったため、現時点は未定である。

6 海水温浴場廃止後の配置図

(1) 現在



(2) 廃止後



7 更なる経費削減

(1) 一般公衆浴場への種別変更

海水温浴場の廃止に伴う削減額は年間約1,500万円を見込んでいるが、現在の公衆浴場の種別である「その他の公衆浴場」を「一般公衆浴場」に種別変更を行えば、上下水道料金が大幅に安価になることから、更に年間約500万円の削減が見込まれるため、合計で年間約2,000万円(約5,000万円→約3,000万円)の削減を見込んでいる。

【参考】上下水道料金の単価比較

●水道料金(税抜き単価)※口径75mm、101m³以上の場合

	その他の浴場	一般公衆浴場
基本料金(1ヵ月)	9,500円	9,500円
従量料金(1m ³ につき)	396円	70円

●下水道料金(税抜き価格)※101m³以上の場合

	その他の浴場	一般公衆浴場
基本料金(1ヵ月)	1,000円	1,000円
従量料金(1m ³ につき)	460円	10円

(2) 種別変更に伴う修繕等

高島いやしの湯の公衆浴場を「一般公衆浴場」に種別変更するには、保健所に確認したところ、細菌の繁殖を防ぐために公衆浴場と海水温浴場の配管を完全に切り離す必要がある。令和7年4月1日から「一般公衆浴場」にするためには、配管切断や種別変更の手続きに1週間を要するため同年3月25日から海水温浴場のみを廃止し、配管切断等を行うことで同年4月1日から「一般公衆浴場」に種別変更を行う。

8 今後のスケジュール

年 月 日	市議会	内 容
令和6年11月	11月市議会	○<u>高島いやしの湯の条例を廃止する等の条例</u> ・高島いやしの湯条例の一部改正（令和7年3月25日施行） ・高島いやしの湯条例の廃止（令和7年4月1日施行） ・池島港浴場条例の一部改正（令和7年4月1日施行）
令和7年2月	2月市議会	○<u>令和7年度当初予算（業務委託料）</u> ・現在は指定管理制度により管理運営を行っているが、海水温浴場が廃止になれば公衆浴場のみの機能となるため、業務委託により管理運営を行う。 ※池島港浴場においても業務委託で管理運営を行っている。
令和7年3月25日		○<u>海水温浴場の廃止（公衆浴場は継続して運営）</u> ・配管切断修繕 ・一般公衆浴場への種別変更手続き
令和7年4月1日		○<u>高島浴場に名称を変更し運営</u> ・一般公衆浴場に種別変更 ・業務委託で管理運営

9 新旧対照表

(1) 長崎市高島いやしの湯条例

新			旧						
○長崎市高島いやしの湯条例			○長崎市高島いやしの湯条例						
平成16年 9 月30日			平成16年 9 月30日						
条例第52号			条例第52号						
第 1 条～第11条 〔略〕			第 1 条～第11条 〔略〕						
別表（第 5 条関係）			別表（第 5 条関係）						
区分	利用料金の基準額		海水温 浴場	利用料金の基準額					
	当日券	回数券 (12回分)		当日券	回数券			会員券 (1年間)	
4回分					12回分	25回分			
一般	円 100	円 1,000	一般	円 1,040	円 2,080	円 5,200	円 10,400	円 36,400	
小学校の児童	50	500	65歳以 上の者 又は身 体障害 者	830	1,660	4,150	8,300	29,050	
			小学校 の児童	520	1,040	2,600	5,200	18,200	
備考 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。			一般公	一般	100		1,000		

新	旧						
	衆浴場	65歳以上の者又は身体障害者	100		1,000		
		小学校の児童	50		500		
備考 1 「一般」とは、12歳以上65歳未満の者（身体障害者及び小学校の児童を除く。）をいう。 2 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（小学校の児童を除く。）をいう。 3 海水温浴場を利用した場合の一般公衆浴場の利用料金の基準額は、無料とする。							

(2) 長崎市池島港浴場条例

新	旧						
○長崎市<u>公衆浴場</u>条例 平成16年9月30日 条例第51号 (設置) 第1条 本市は、地域住民に入浴の場を提供し、公衆衛生の向上に資するため、<u>公衆浴場</u>を設ける。 (名称及び位置) 第2条 <u>公衆浴場の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>長崎市高島浴場</u></td><td><u>長崎市高島町2706番地19</u></td></tr> <tr> <td><u>長崎市池島港浴場</u></td><td><u>長崎市池島町154番地</u></td></tr> </tbody> </table> (使用料) 第3条 <u>長崎市高島公衆浴場を利用しようとする者</u>にあっては別表第1、<u>長崎市池島港浴場を利用しようとする者</u>にあっては別表第2に定める使用料を納入しなければならない。 2 前項の使用料は、利用又は回数券の発行の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第4条・第5条 [略]	名称	位置	<u>長崎市高島浴場</u>	<u>長崎市高島町2706番地19</u>	<u>長崎市池島港浴場</u>	<u>長崎市池島町154番地</u>	○長崎市<u>池島港浴場</u>条例 平成16年9月30日 条例第51号 (設置) 第1条 本市は、地域住民に入浴の場を提供し、公衆衛生の向上に資するため、<u>長崎市池島港浴場</u>（以下「池島港浴場」という。）を長崎市池島町154番地に設ける。 [新設] (使用料) 第2条 <u>池島港浴場を利用しようとする者は、別表に定める使用料を納入</u>しなければならない。 2 前項の使用料は、利用又は回数券の発行の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 第3条・第4条 [略]
名称	位置						
<u>長崎市高島浴場</u>	<u>長崎市高島町2706番地19</u>						
<u>長崎市池島港浴場</u>	<u>長崎市池島町154番地</u>						

新	旧
(入場の制限) 第<u>6</u>条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>公衆浴場</u>への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) <u>公衆浴場</u>の管理上支障があると認められる者 (4) その他市長が適当でないと認める者 (損害賠償) 第<u>7</u>条 <u>公衆浴場</u>の建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第<u>8</u>条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	(入場の制限) 第<u>5</u>条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、<u>池島港浴場</u>への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) <u>池島港浴場</u>の管理上支障があると認められる者 (4) その他市長が適当でないと認める者 (損害賠償) 第<u>6</u>条 <u>池島港浴場</u>の建物、附属設備等を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第<u>7</u>条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める

新			旧		
別表第 1（第 3 条関係）			[新設]		
区分	金額		区分	金額	
	当日券	回数券（12回分）		当日券	回数券（11回分）
一般	円 100	円 1,000	一般	円 100	円 1,000
小学校の児童	50	500	小学校の児童又は中学校 の生徒	50	500
備考 「一般」とは、12歳以上の者（小学校の児童を除く。）をいう。			備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を 除く。）をいう。		
別表第 2（第 3 条関係）			別表（第 2 条関係）		
区分	金額		区分	金額	
	当日券	回数券（11回分）		当日券	回数券（11回分）
一般	円 100	円 1,000	一般	円 100	円 1,000
小学校の児童又は中学校 の生徒	50	500	小学校の児童又は中学校 の生徒	50	500
備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を 除く。）をいう。			備考 「一般」とは、15歳以上の者（小学校の児童及び中学校の生徒を 除く。）をいう。		